

浜松市下水道事業の事後評価実施要綱細目

(目的)

第1条 「浜松市下水道事業の事後評価実施要綱細目」(以下、「本細目」という。)は、浜松市公共事業事後評価実施要綱及び国土交通省の下水道事業の事後評価実施要領細目に基づき、下水道事業の事業完了後の評価(以下、「事後評価」という。)を実施するための細目をまとめたものであり、下水道事業において、事業完了後の事業効果、環境影響等の確認を行い必要に応じて改善措置を検討すること、また事後評価結果を事業解価手法の見直し等に反映することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本細目は、標準的な下水道事業を対象として事後評価を実施する場合を想定し、事後評価の実施主体の参考となるよう策定したものである。事業特性等個別の事情により、本細目によることが適当ではない場合は、別途適切な方法を講じる。

(事後評価の対象とする事業の範囲)

第3条 対象事業

- ・ 公共下水道事業
- ・ 特定環境保全公共下水道事業

2 事後評価の実施

事後評価の実施主体は、浜松市とする。

(事後評価を実施する事業)

第4条 事業単位の取り方

事業箇所ごとに浜松市が作成する全体計画を対象として、事業評価を実施する。全体計画に含まれる浜松市の補助事業・単独事業を一体的に評価する。

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道は、原則として処理区(分流式の雨水については排水区とするが以下、「処理区」という。)を単位にして評価を実施する。ただし、小規模な事業等については、処理区の地形特性・被害実態等を勘案し、関連する処理区を一括して評価を行うことができる。

公共関連の特定環境保全公共下水道事業については、公共下水道事業と一体的に評価を行う。

2 対象とする事業

事業完了後5年以内の事業のうち事後評価を一度も実施していない事業、別に事後評価が必要であると定められた事業、または事業の実施主体の長により事後評価が必要であると判断した事業について事後評価を実施する。

3 事業完了の定義

下水道事業における事後評価の実施に関する「事業完了」とは、「原則として計画に規定している施設整備が完了した時点」とする。

(事後評価の実施及び結果等の公表)

第5条 事後評価の実施手続き

事業の改善措置及び今後の事後評価の必要性について検討し、対応方針(案)を決定する。浜松市上下水道部事業評価審査会設置要綱(公共下水道事業)に基づく浜松市上下水道部事業評価審査会(以下、「部審査会」という。)による審査を行い、評価の判定及び対応方針の決定を行う。

部審査会は、市政に大きな影響を与えるなどの理由から、当該計画の調書及び対応方針(案)を浜松市公共事業評価委員設置要綱に基づく公共事業評価委員(以下、「委員」という。)の会議に諮り、委員の具申を受けることができる。この場合は、浜松市公共事業事後評価実施要綱第8のとおり対応方針を市長が決定する。

(1) 事後評価に係る資料

事後評価に係る資料は、浜松市公共事業事後評価実施要綱及び下水道事業の事後評価実施要領細目に基づく。ただし、別に提出資料が定められている場合は、それに準ずる。なお、必要に応じ資料の追加等ができる。

(2) 委員の会議に提出する資料

委員の会議に提出する資料は、以下のとおりとする。

ア 事後評価に係る資料

イ 事業の改善措置及び今後の事後評価の必要性に関する対応方針

(3) 事後評価の実施

浜松市は、前条第2項の「対象とする事業」に示される各事業に定められた時期までに事後評価に係る資料を作成し、対応方針を決定する。浜松市は、事後評価結果について公表する。また、過去の事後評価結果により事業の改善措置を実施することとなっており、改善措置を実施した場合についても公表する。

(4) 事後評価結果等の提出または報告

浜松市は、事後評価結果及び対応方針を、当該補助事業を所管する地方支部局等を經由して、国土交通省所管課に提出または報告する。

(事後評価の方法)

第6条 評価を行う際に整理すべき指標、判断基準等(以下、「評価手法」という。)については、別に定める。ただし、別に評価手法等が定められている場合は、それに準ずる。

附 則

本細目は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本細目は、平成26年3月1日から施行する。